

# 認可保育施設の入所手続き以外の 保育サービス・申請手続き

## 幼児教育・保育の無償化

認可保育施設の保育料以外にも無償となるものがあります。利用する施設・事業、子どもの年齢や、保育の必要性の有無により無償となる内容が異なります。なお、無償となる上限額を超えるものや、利用料以外の実費（教材費、行事費、給食費等）は、保護者負担となります。なお、認可保育施設の保育料については、11ページをご覧ください。

### 認定こども園の預かり保育

教育認定（1号認定）を受けて認定こども園に通う場合でも、保育の必要性の認定（新2・3号認定）を受けている場合、利用料が無償となります。

対象者	3歳児～5歳児クラス※ 満3歳児クラス（非課税世帯のみが対象となります。）
無償となる範囲	①利用日数×450円 ②預かり保育にかかった利用料 ③上限月額11,300円（満3歳児は16,300円） ①②のうち小さい額が、③の金額の範囲で無償となります。

※満3歳児……………3歳になった日から最初の3月31日まで

3歳児～5歳児…満3歳になってはじめての4月1日から3年間

### 認可外保育施設等

認可外保育施設（岐阜市に届出を行い、国が定める基準を満たす施設）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業について、保育の必要性（新2・3号認定）を受けている場合、利用料が無償となります。

対象者*	3歳児～5歳児クラス 0歳児～2歳児クラス（非課税世帯のみが対象となります。） <u>※いずれも認可保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していないこと</u>
無償となる範囲	上限月額37,000円まで（0歳児～2歳児は42,000円まで）無償

### 私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）

教育認定（新1号認定）のほか、保育認定（新2・3号認定）を受けて、私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）を利用する場合、利用料が無償となります。岐阜市内にある私立幼稚園はすべて新制度未移行幼稚園です。（令和6年9月現在）

対象者	満3歳児～5歳児クラス
無償となる範囲	上限月額25,700円まで

## 私立幼稚園(新制度未移行)の預かり保育

保育の必要性の認定（新2・3号認定）を受けて、私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）を利用する場合、通常の利用料に加え、預かり保育の利用料も含めて無償となります。

対象者※	3歳児～5歳児クラス 満3歳児クラス（非課税世帯のみが対象となります。）
無償となる範囲	①利用日数×450円 ②預かり保育にかかった利用料 ③上限月額11,300円（満3歳児は16,300円） ①②のうち小さい額が、③の金額の範囲で無償となります。

※預かり保育が一定基準（平日8時間未満もしくは、年間200日未満）の幼稚園を利用した場合、上記の範囲内で一時預かり事業等についても対象となります。

## 施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）について

利用料が無償となるには、あらかじめ認定を受ける必要があります。

認定には教育認定（新1号認定）と、就労などの要件を必要とする保育認定（新2・3号認定）があります。

### ●申請方法について

在園する施設を通じて、申請をお願いいたします。

なお、施設の種類によって、申請先が異なります。

- |   |   |                           |
|---|---|---------------------------|
| • 認定こども園<br>• 新制度移行済幼稚園<br>• 認可外保育施設<br>• 一時預かり事業<br>• 病児保育事業 | } | 子ども保育課 (TEL 058-214-2143) |
| • 私立幼稚園（未移行幼稚園）<br>• ファミリー・サポート・センター事業                        |   | 子ども支援課 (TEL 058-214-2398) |

## 企業主導型保育施設について

国より補助を受けて運営する認可外保育施設です。従業員の子どもをはじめ、一部で地域の子どもを受け入れています。3歳児から5歳児クラスの子や、0歳児から2歳児クラスの非課税世帯の子について一定の金額が減額されます。詳しくは企業主導型保育施設に直接お問い合わせください。

### ●保育の必要性について

岐阜市の保育認定が必要であると施設が判断した場合は、岐阜市に申請書を提出してください。施設の利用前に、あらかじめ認定の申請が必要になるのでご注意ください。

【申請書類】 認可保育所の申込書類と同じものを使用します。

【申請日】 認定希望月の前月1日から15日まで

## 入所(園)ができなかった旨の証明書がほしいとき

### 「保育の実施」(保育所において保育が行われない事実を証明する書類)

- 育児休業給付金の支給期間の延長手続きに必要な、「保育所において保育が行われない事実を証明する書類」を希望する場合、岐阜市では「保育の実施について」という名称の証明書を発送しております。
- 施設利用の申込をしていない方につきましては入所(園)の可否が判断できないため、証明書は発行できませんのでご注意ください。

★岐阜市のホームページ オンライン申請総合窓口サイト  
Logoフォームから申請できます。



### 『保育の実施状況証明書申請フォーム』

[https://logoform.jp/form/BcLm/GIFU\\_city\\_168350](https://logoform.jp/form/BcLm/GIFU_city_168350)



★左記のQRコードからの手続をもって、窓口による提出の代わりとすることができます。  
ぜひ、ご利用ください。

※申込締切日は5ページの途中入所締切日と同日になります。その他書類の添付が必要になる方は、窓口のみの受付となります。

※対象期間は、5～3月分の申請です。4月の証明については、2次募集と同様の申請期間に窓口のみの受付となります。

※申込書の写しは証明書と一緒に郵送いたします。

★令和7年度より、アカウント登録機能が付きます。

アカウント登録をすると、申請フォームに住所等が自動で転記されるようになります。

毎月申請される方など、ぜひ、ご利用ください。

※アカウント登録をしない方も申請できます。

### ●窓口で申請される場合

岐阜市役所子ども保育課（本庁2階）窓口にて、「教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書（2・3号認定用）」と「保育の実施状況証明（育児休業延長必要書類）申請書」に必要事項を記入し、ご提出ください。

その場で、申込書の写しをお渡しいたします。

### ●発送について

- ・オンライン申請、窓口申請のいずれにしても、毎月20日頃に証明書を発行し、郵便で発送します。
  - ・早めの受け取りを希望される場合は、子ども保育課窓口にて、受け取りが可能ですので、申請される際、窓口にて申し出てください。
- オンライン申請の場合は、申請フォームの備考欄にて、“早めの受け取り希望”を入力してください。

## 岐阜市以外の保育所等を利用したいとき

### 広域入所

岐阜市内にお住まいで、岐阜市外の保育所等を希望される方、岐阜市外の保育所等に入所が可能な場合があります。

- 【対象児童】**
- ・保護者の一方の勤務地が該当の市町村又はその途中にあり、勤務終了後、岐阜市の保育所の保育時間内に迎えができない、小学校就学前の保育が必要な子ども
  - ・里帰り出産する場合で、保育の必要がある子ども
- ※ただし、市町村ごとに受け入れ基準がありますので、詳しくは受け入れ先の市町村へ確認してください。

**【申込み先】** 岐阜市子ども保育課

※空き状況や提出期限については、事前に希望する保育所等及び相手方の市町村へ直接お問い合わせください。

**【保育料】** 岐阜市の利用者負担額（保育料）が適用されます。

**【給食費】** 入所する施設の料金となります。詳細は直接施設へお問い合わせください。

※岐阜市外の方が、岐阜市内の保育施設に広域利用を希望される場合は、子ども保育課までお問い合わせください。

保護者の状況	申込先
岐阜市に住民登録しており、市外の施設を利用したい	岐阜市（ただし、先方の申込期間等を確認していただくことがございます）
市外に住民登録しており、岐阜市の施設を利用したい	住民登録をしている市町村



## 子どもを一時的に預かってほしいとき

### 一時預かり

保護者が次のような理由によりお子さんを家庭で保育ができない場合に、保育所(園)で一時にお預かりする制度です。

[仕事の都合、通院や治療、看護、学習、免許・資格取得、冠婚葬祭、引越し、出産等]  
[育児に伴う心理的や身体的な負担を解消するための諸活動]

**【対象児童】** 保育所(園)等に入所していない生後57日目または6か月目から小学校就学前までの子ども ※公立保育所は市内在住者のみ利用可能

**【実施施設】** 次頁 一覧表参照

**【実施日】** 月曜日から土曜日までの保育所開所日

**【利用日数】** 月に14日以内

**【利用時間】** 平 日 8:30~16:30

土曜日 8:30~12:00

(保護者の勤務の状況等に応じて時間の延長も行いますので、利用される保育所(園)等へご相談ください。)



**【利用料】** (令和7年度)

年齢区分	利用料	給食費
3歳未満児	2,240円	360円
3歳以上児	1,490円	300円

※この他に保険料が必要な場合があります。

以下に該当する場合は利用料のみ免除になります。

- ①生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
- ②市町村民税非課税世帯(※)のうち、ひとり親世帯、障がい者のいる世帯
- ③災害等により被災又はそれに準ずる世帯

※市町村民税非課税世帯とは4月から8月までは前年度の市町村民税、9月から3月までは当該年度の市町村民税が基準となります。

**【申込み先】** 利用希望の施設

※申込み方法は事前に施設にお問い合わせください。



## 〈一時預かり事業実施施設一覧表〉

保育所(園)名		電話番号	所在 地	市内 在住者 のみ
公立	京町保育所	265-2943 263-8811	岐阜市京町2丁目11番地	
	鷺山保育所	231-8950 231-1127	岐阜市下土居2丁目9番12号	
	市橋保育所	271-5707 275-5151	岐阜市今嶺2丁目10番16号	
実施保育施設	聖徳保育園	262-5058	岐阜市大門町1番地	
	木之本保育園	251-6443	岐阜市羽衣町1丁目17番地6	
	黒野こども園	239-0134	岐阜市古市場111番地28	
	鶴保育園	272-2322	岐阜市中鶴4丁目111番地	
	みぞはた保育園	262-8960	岐阜市溝旗町4丁目2番地	
	さゆり保育園	271-8558	岐阜市加納南広江町49番地	
	認定こども園若葉保育園(仮)	273-8361	岐阜市村尾町7番地1	
	常磐保育園	232-8695	岐阜市上土居814番地1	
	ななさとこども園	239-1411	岐阜市西改田字米野48番地	
	かがしまこども園	251-9000	岐阜市鏡島西1丁目3番82号	
	ながらこどもの森	231-8945	岐阜市福田町2丁目12番地	
	大洞こども園	243-2990	岐阜市大洞桜台1丁目3番地	
	梅林こども園	245-8949	岐阜市中道北238番地1	
	かようこども園	245-9769	岐阜市五坪1丁目14番1号	
	沖ノ橋認定こども園	251-1856	岐阜市沖ノ橋町2丁目15番地	
	ハートンこまづめ認定こども園	213-7688	岐阜市東駒爪町17番地	
	立本荘保育園	251-8655	岐阜市錦町6丁目28番地	
	加納西認定こども園	213-0013	岐阜市加納神明町4丁目12番地	
	ひきえ子ども園	279-0319	岐阜市日置江5丁目27番地1	
	なかよし岐阜南保育園	247-2446	岐阜市切通4丁目6番5号	
	日野保育園	245-3801	岐阜市日野西3丁目3番10号	
	みさとこども園	271-3578	岐阜市六条東1丁目13番12号	
	岩保育園	243-3790	岐阜市岩田東2丁目102番地	
	かぐや第二こども園	231-5521	岐阜市鷺山1768番地32	
	やないづこども園(仮)	387-3666	岐阜市柳津町蓮池5丁目35番地	
	いわのだこどもの森	237-3822	岐阜市三田洞東1丁目18番8号	
	あかね保育園	271-8441	岐阜市茜部寺屋敷3丁目49番地	
	島保育園	231-8951	岐阜市北島7丁目6番2号	

令和6年9月現在

## サポート一時預かり

保護者が平日に、傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭などで、緊急一時的に家庭での保育が困難な場合にお預かりします。

(一時預かりと異なり、就労や育児に伴う心理的や身体的な負担を解消するための諸活動を理由とする場合は対象外です。)

**【対象児童】** 市内在住で保育所(園)等に入所していない満1歳から小学校就学前までの子ども（ただし、クラス年齢で預かります。）

**【実施施設】** 公立保育所（京町・市橋・鷺山保育所を除く）

**【実施日】** 月曜日から土曜日までの保育所開所日

保育所の入所状況によっては、ご利用いただけない場合があります。

**【利用日数】** 月に14日以内

**【利用時間】** 平日 8:30～17:00

土曜日 8:30～13:00

**【利用料】** (令和7年度)

年齢区分	利用料	給食費
3歳未満児	2,240円	360円
3歳以上児	1,490円	300円

※この他に保険料が必要です。

以下に該当する場合は利用料のみ免除になります。

①生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び

永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

②市町村民税非課税世帯(※)のうち、ひとり親世帯、障がい者のいる世帯

※市町村民税非課税世帯とは4月から8月までは前年度の市町村民税、9月から3月までは当該年度の市町村民税が基準となります。

**【申込み先】** 利用希望の保育所

※申込み方法は事前に保育所にお問い合わせください。



## 休日保育

保護者の就労等により、日祝日において家庭における保育が困難な場合にお子さんをお預かりします。

**【対象児童】** 市内在住で1歳から小学校就学前までの認可保育施設に在園する、健康で集団保育に対応できる子ども

**【実施施設】** 京町保育所（京町2丁目11番地 TEL：265-2943）

**【実施日】** 日曜日、祝日（ただし、12月29日から1月3日を除く。）

**【利用時間】** 8時30分から17時まで

（保護者の就労時間等を考慮し、7時45分から18時まで延長する場合があります。）

**【利用料】**（令和7年度）

年齢区分	利用料	おやつ代	保険料	合計
3歳未満児	2,240円	50円	260円	2,550円
3歳以上児	1,490円			1,800円

※在籍する保育所等で代休を取得できない場合のみ利用料がかかります。

※利用料は、利用日に納付してください。

※生活保護法による被保護世帯は、利用料のみ免除となりますので、別途お問い合わせください。

**【昼 食】** 各自で持参してください。

**【申込み先】** 京町保育所  
※申込み方法は岐阜市ホームページをご参照いただくか、京町保育所に直接お尋ねください。

**【利用条件】** 1週間の預かり保育は最大6日間（通常の保育と休日保育の合計日数）とし、必ず就労の週休日または保護者が指定する日に、代休を取得してください。

## 休日一時預かり

保護者が日祝日に、就労、傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭などで、緊急一時的に家庭での保育が困難な場合にお預かりします。

**【対象児童】** 市内在住の1歳から小学校就学前までの健康で集団保育に対応できる子ども

**【実施施設】** 京町保育所（京町2丁目11番地 TEL：265-2943）

**【実施日】** 日曜日、祝日（ただし、12月29日から1月3日を除く。）

**【利用時間】** 8時30分から17時まで

**【利用料】**（令和7年度）

年齢区分	利用料	おやつ代	保険料	合計
3歳未満児	2,240円	50円	260円	2,550円
3歳以上児	1,490円			1,800円

※利用料は、利用日に納付してください。

※生活保護法による被保護世帯は、利用料のみ免除となりますので、別途お問い合わせください。

**【昼 食】** 各自で持参してください。

**【申込み先】** 京町保育所  
※申込み方法は岐阜市ホームページをご参照いただくか、在園する施設、又は京町保育所に直接お尋ねください。

## 体験入所で子育ての悩みや不安を解消したいとき

### 親子体験保育

同年齢のクラスで、遊びや生活を親子で体験します。また、子育ての中で心配なことや悩みなどを、保育士や看護師に気軽に相談することで育児不安が解消できるよう、子育て家庭を支援します。体験料は無料ですが、給食を希望する方は給食費が必要です。詳しくは希望する施設にお尋ねください。

**【対象年齢】** 0歳から3歳未満（実施施設により1歳からの保育園もあります。）

**【参加 費】** 無料 ※ただし給食を希望される方は事前申し込みが必要です（有料）

**【保 険 料】** 実施施設へお問い合わせください。

**【申込方法】** 利用日の1週間前までに直接実施施設へ申し込んでください。

**【実施施設】** ☆0歳から3歳未満

聖徳保育園、岩保育園、やないづこども園(仮)、黒野こども園、  
京町保育所、鷺山保育所、長森南保育所、木田保育所、市橋保育所、  
あいかわ保育所、黒野保育所

☆1歳から3歳未満

木之本保育園、鶴保育園、みぞはた保育園、茜部保育園、さゆり保育園、  
領下保育園、認定こども園若葉保育園(仮)、桜保育園、常磐保育園、  
本荘保育園、なかよし岐阜南保育園、日野保育園、いわのだこどもの森、  
かぐや早田こども園(仮)、あかね保育園、島保育園、長森北保育園、  
ながらこどもの森、沖ノ橋認定こども園、加納西認定こども園、  
ひきえ子ども園、ハートンこまづめ認定こども園、梅林こども園、  
みさとこども園、かがしまこども園、かようこども園、大洞こども園、  
ななさとこども園、西郷保育所、網代保育所、三輪南保育所、  
三輪北保育所



## 病気や病後の子どもを預けたいとき

### 病児・病後児保育事業

保育所等に入所している児童が、病気の回復期又は、病気の回復期に至らない状態にあり、保育所等で集団保育が困難かつ、保護者が家庭で保育できない場合、病院・診療所に付設された専用スペースまたは本事業のための下記専用施設（病児・病後児保育施設）でお預かりすることにより、子育てと就労を支援する事業です。

**【対象者】** 市内在住及び岐阜市と協定を締結した市町在住の小学校3年生までの児童

**【利用料】** 日額2,000円（診察料は別になります）

※別途、昼食を希望される方は施設にお問い合わせください。

※利用児童が岐阜市在住で、以下のいずれかに該当している場合は、利用料のみ無料になりますので申し出てください。

①生活保護法による被保護世帯

②市民税非課税世帯

③18歳未満の児童が3人以上いる世帯



### 【実施施設】

施設名	住 所	電 話	利用時間	送迎サービス 受付時間
福富医院 「すずらん」	安食1-87-1	238-8555	平日 8時～18時 土曜 8時～17時	平日 9時～15時
河村病院 「クララ」	芥見大般若1-84	241-3311	平日 8時～18時 土曜 8時～17時	—
小牧内科クリニック 「ピノキオ」	昭和町2-11	215-0101	平日 8時～18時 土曜 8時～16時半	平日 9時～15時
山田病院 「ミッキー」	寺田7-98-1	255-1221	平日 8時～18時	—
矢嶋小児科 「うりぼう」	日野南7-10-7	214-7077	平日 8時～18時 土曜 8時～16時	—
世界ちゃんとモゲル丸先生 の元気なクリニック 「セカモゲ」	六条南2-8-20	216-3745	平日 8時～18時 土曜 8時～17時 祝日 8時～18時	—
操健康クリニック 「パンダのしっぽ」	薮田南1-4-20 (西館6階)	070-1683-3003	平日 8時～18時 土曜 8時～16時	—

**【事前登録】** 病児・病後児保育事業及び送迎サービスの利用には、毎年度、事前登録が必要となります。各登録用紙は上記実施施設、各保育所等及び子ども保育課にあります。また、岐阜市ホームページからもダウンロードできます。

## 病児・病後児保育の送迎サービス

市内の保育所等で児童が体調不良となった際に、保護者が仕事等の都合で迎えに行くことができない場合、病児・病後児保育施設の看護師が保護者の代わりにタクシーにより迎えに行き、診察後、病児・病後児保育施設でお預かりする事業です。

※在宅の児童は利用できません。

**【対象者】** 市内在住で市内の保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業所、認可事業所内保育事業所、幼稚園、小学校に入所・通学している満1歳から小学校3年生までの児童

**【利用料】** ①病児・病後児保育事業に係る利用料（日額2,000円）  
②保育所等から病児・病後児保育施設まで（児童の乗車区間）のタクシー代

**【実施施設】** 福富医院「すずらん」、小牧内科クリニック「ピノキオ」  
(詳細は前ページ施設表のとおり)

**【事前登録】** 病児・病後児保育事業の事前登録のとおり  
・送迎サービスを利用するためには、安全面を考慮する関係上、事前登録が必要です。（※登録は毎年度必要です。）  
送迎実施施設に「病児・病後児保育施設送迎対応利用登録書」を提出してください。

## 《病児・病後児保育事業実施施設の位置図》

